

平成23年度第2回富里市国民健康保険運営協議会会議録 要点筆記

招集年月日	平成23年11月10日		
招集の場所	富里市役所 別館2階 大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成23年11月10日 14時00分 閉会 平成23年11月10日 15時10分		
会長 会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	池田 明		
	大塚 良一		
	林田 美恵子		
	綿貫 文雄		
	大竹 俊子		
	田中 章三		
	我妻 道生		
	内田 啓二		
	麻野 邦子	欠	有
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	栗原 智彦	
	国保年金課副主幹	甲田 修巳	
	国保年金課主査	君塚 純	
職務のため出席した者の職氏名			
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成23年度第2回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成23年11月10日(木)

午後14時00分～

場 所 別館2階 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

平成23年度富里市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について

4 その他

(1) 富里市国民健康保険の状況について

(2) 富里市国民健康保険税課税限度額の改正(案)について

5 閉 会

### 3 議 題

平成 23 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）(案)について

今回の補正は、大きく三つ要点があります。一つ目は交付金の精算行為、二つ目は平成 22 年度の事業の繰越金の処理、三つ目は医療費の増に伴う歳出の補正という三つです。総額として 9,699 万 5 千円の補正になります。

基金はどれくらいあれば良いのか。

国が示す基準は過去 3 ヶ年の平均保険給付費の 5%程度ですので、富里市の場合、約 1 億 9 千万円です。取り崩し後の残高は 3,362 万円になります。

出産育児一時金補助金は廃止されるのか。

平成 23 年度で半分になり平成 24 年度で廃止されます。平成 24 年度からは地方交付税で 3 分の 2 が措置されます。

保険財政共同安定化事業交付金は過去の実績から見て過大に予算計上していたのでは。

監査委員からもご指摘を受けていますので今回減額補正します。なお、24 年度当初予算編成からは実績ベースで計上する予定です。

療養費のうち柔道整復が増加しているということだが、抑制できないのか。

抑制することは難しいです。柔道整復は固定化しやすい傾向にあります。予防が大切ですので、健康推進課と連携しながら保健指導のあり方を研究していきたいと思えます。

早期発見、早期治療が大切です。がん検診等各種検診の受診率を教えてください。

富里市統計書の該当するページを配付しました。まずは各種検診を受診していただくことが重要ですので、受診率向上に向けて健康推進課と検討します。

採決・・・挙手全員

### 4 その他

#### (1) 富里市国民健康保険の状況について

加入状況としては、世帯、被保険者数ともに増加する傾向にあります。特に単身世帯が増加していると思われます。年齢別では若い世代が減少し、60 歳代が増加しています。医療費については、金額の増加率が最も高く、要因として件数の増加や診療報酬の改定による影響が出ていると思われます。内訳として一般被保険者は被保険者数の増加よりも費用額のほうが伸びていますので、高額な医療を受けている方が増えていると思われます。退職被保険者は被保険者数・医療費ともかなり増加しています。1 件当たり単価では、一般よりも退職のほうが高い傾向にあります。

#### (2) 富里市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について

すでに地方税施行令が改正されており、国民健康保険税の法定限度額は平成 23 年 4 月から基礎課税額が 51 万円、後期高齢者支援金等課税額が 14 万円、介護納付金課税額 12 万円に定められています。高齢化の影響により年々増加している国民健康保険の医療費をまかなうためには、保険税の見直しの検討も必要ですが、税額・税率の改正を行うこととなると、低所得者の

方や中間所得の方の負担増になりますので、法定限度額よりも低い状況となっている現行の課税限度額を改正したいと考えているものです。この課税限度額の改正については、低所得、中間所得の方の負担増の緩和につながり、負担能力に応じた適正賦課を推進し、国民健康保険の財源の確保を図ることを目的として合計で4万円の引き上げを予定しています。なお、施行期日については平成24年度を予定しています。この改正による影響を受ける世帯については、全体の3%弱の世帯が影響を受けることとなります。郡内の市についてもほぼ77万円に改正する予定です。

課税限度額の改定によって国保税額がどれだけ増額になりますか。

今現在の加入状況を前提とすると課税額で949万円、収納額で759万2千円ほどの増を見込んでいます。

課税限度額に達する所得額はいくらくらいですか。

家族構成によって異なりますが、一つの例として家族4人で夫45歳、妻40歳の専業主婦、15歳未満の子2人で、夫の収入が約820万円、所得で約600万円から影響を受けると想定しています。

課税限度額の改正については3月議会に議案を上程する予定です。2月の協議会に正式な議題として提出させていただきます。

#### 次回会議日程

平成24年2月9日(木)午後開催予定